

新型コロナウイルス対策に伴う外出・外泊・面会制限の自粛について

ご利用者・ご家族の皆様には、法人の新型コロナウイルス対策に伴う外出・外泊・面会制限の自粛にご協力をお願いいたします。

東京都の 1 日あたりに確認された感染者数は、12/31（木）1337 人の最大数となり、年明けも 800 人以上の感染が続き、曜日別の感染者数を毎日更新している状態が継続しております。1 月 4 日（月）には政府は、1 月 7 日（木）首都圏 1 都 3 県に、緊急事態宣言を発出すると報道されております。

現在まで、曙光園のご利用者・職員には感染はありませんが、年末に職員家族の職場、職員の別居親族などの感染が確認され、当該職員については、PCR 検査の陰性を確認後も一定期間（4 日間程度）出勤を停止させ、感染の怖れがないこと確認できるまで出勤させませんので、ご安心ください。徐々に新型コロナ感染が近づいていることを実感しております。ご利用者の安全と健康を守ることを一番に考え、新たな自粛方針を下記のとおり連絡させていただきます。

制限が多くご不便をおかけしますが、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。但し、今後感染拡大など、情勢に変化があった場合、解除・緩和や自粛強化の要請をさせていただく場合もございますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 緊急事態宣言時の対応に戻す目安

政府、東京都の基準を参考に、法人独自の基準として 4 段階レベルで設定しており、
現状の 1 日あたり確認された 800 人を越えている状態は、最高レベルの警戒としております。

2. 継続実施事項（※期間を定めず、当面の間とします）

- 1) 検温実施（職員：自宅・出勤時）
- 2) 換気実施（9 時、11 時、13 時、15 時、17 時 その他必要に応じて）
- 3) 三密禁止継続
- 4) 予防：マスク着用（職員：園内・園外 ご利用者：他事業所への通所、外出・外泊）
※ 帰園時には、玄関でマスクを廃棄
- 5) 衛生：手洗い・消毒・うがい
- 6) その他必要に応じ実施項目を追加します。

* 全ての実施事項について 期間：当面の間中止判断は法人 4 役以上で行います。

3. 基本的対応の継続

自身の身の安全を保守する観点より

①密接箇所は、避ける ② 1 m 以上間隔あける ③ マスク装着 ④ 消毒 を継続します。

1) 緊急事態宣言発令中の対応

①通勤：公共機関利用（電車・バス・タクシー）

ご利用者の作業等の通所は、緊急事態宣言発令中は、自粛していただきます。

他法人送迎車による通所 緊急事態宣言発令中は、通所自粛をお願いすると思っております。

公共交通機関を利用する職員については、当面は 11 時～15 時の時短出勤とし、感染状況によって

は出勤停止とします。自転車・自動車の利用可能な職員は、通勤用具の切替を図っています。

②ご利用者単独の外出：特別な事情を除き自粛 ※事前に施設長の了解を得てください。

*外出中の外食は自粛。・公共機関利用（電車・バス・タクシー）の使用は、許可できません。

③面会 緊急事態宣言発令中、自粛をお願いします。特別な理由がある場合、施設長判断で実施する場合があります。*自粛要請前の対応（以下に記載）面会時は以下のことをご了承ください。面会者が事前検温 37℃以上ある場合は面会を中止しますので、ご了承ください。

尚、スマホやPCを使った面会を希望されるご家族は、各施設長までご連絡ください。

緊急事態宣言発令中、余程の事情がない限り、自粛いただくことのご理解の程宜しくお願い申し上げます。以下は、特別な事情での面会時に限る注意事項です。

到着時 消毒・検温・マスク交換（玄関の外に設置してあるマスク入れに外部で使用したマスクを捨てて、施設内で新しいマスクを受取り装着してください）

※共通注意事項 ・1m以上間隔をあける。（感染防止ビニールカーテン・テーブル・パーテーション等設置）

・換気をする ・三密を避ける ・熱中症に注意する ・飲食禁止 ・複数人の面会は原則禁止。

※面会をご希望の方は面会場所確保のため、必ず事前にご連絡下さい。*複数人で来園許可は、施設長判断となります。

④受診 *医療機関の指示を仰ぎながら柔軟に対応

・ご家族による処方のみ受診 当面の間、継続とします。特別な事情ある場合は、各施設長が個別に判断します。

・職員同行（職員2名体制 生活支援部1名、他部署1名）車輛で待機を考慮

⑤定期健診 ※医療機関の指示を仰ぎながら、感染症対策を行い実施継続

・職員同行（職員2名体制 生活支援部1名、他部署1名）車輛で待機を考慮

2) 1月5日（火）以降の自粛について

①外泊 緊急事態宣言発令中は自粛をお願いします。特別な事情がある場合、施設長にご相談ください。

特別な事情の外泊について原則 1泊2日 感染症対策を十分に行っていただき、外泊中に発熱等があった場合、原因が判明するまで、感染予防の観点から曙光園・アゼリアへの受け入れが出来ない可能性があります。ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。*7/7発の同封別紙参照

②短期入所 緊急事態宣言発令中は原則中止します。緊急時やむを得ない事情がある場合は個別に、四役以上で判断します。

③新規利用者見学 受入制限継続

※法人職員の関係各所の調査訪問は、宣言解除時点からマスク装着・消毒液携帯で再開

④曙光園外出行事

緊急事態宣言発令中は中止します。

⑤訪問リハビリ 当面の間、自粛とします。

⑥移動支援 当面の間、自粛とします。

⑦外部講師 当面の間、自粛とします。

※ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

法人本部事務局(岸部 安里) 042-313-4911 曙光園(小野寺) 042-345-2811

アゼリア(鎌田) 042-313-6788